

意見書案第 6 号

带状疱疹ワクチン定期接種における早生まれの者に対する救済措置を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 7 年 6 月 16 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 木 庭 理香子

〃 宗 田 裕 之

〃 重 富 達 也

带状疱疹ワクチン定期接種における早生まれの者に対する救済措置を求める
意見書

带状疱疹は、８０歳までに３人に１人が発症し、治療が長引くケースや様々な後遺症に加え、目や耳に障害が残る可能性があるとも言われており、ワクチン接種希望者は多い一方、効果が長い組み換えワクチンの費用が特に高額であることから、多くの地方議会で定期接種化と国による助成制度の創設を求めてきた結果、令和７年度から、带状疱疹ワクチンの定期接種化とその費用の一部を国が助成する制度が開始された。

この带状疱疹ワクチンの定期接種は６５歳の者等が対象者であるが、経過措置期間中の５年間は、６５歳、７０歳、７５歳、８０歳、８５歳、９０歳、９５歳及び１００歳の各年齢に達する者並びに令和７年度においては１００歳以上の者が対象者とされている。

しかしながら、６５歳、７０歳、７５歳、８０歳、８５歳、９０歳、９５歳及び１００歳の各年齢に達する者について、４月２日から翌年の４月１日までの間に達する者と予防接種法施行令で規定しているため、１月１日から４月１日までの間に対象年齢に達した、いわゆる早生まれの者は、事業の執行年度との関係でワクチンの定期接種の対象者になるまでに４年間待たなければならない。

よって、国におかれては、令和７年度の経過措置対象とならない早生まれの者、例えば、昭和３５年１月１日から同年４月１日の間に生まれ、令和７年に６５歳に達した者に対して救済措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣